

第五十条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、同条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(化粧物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第二百四十六条 化粧物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のようによつて改正する。

第四十六条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十

五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機関の上級行政庁とみなす。

第五十二条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下

に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定(却下の決定を除く)」は、そ

の処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場

合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、

同条第一項を削り、「同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第一項から第五項までの規定を準用する。

(石油需給適正化法の一部改正)

第二百四十七条 石油需給適正化法(昭和四十八年法律第百二十二号)の一部を次のようによつて改正する。

第十一条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)

第二百四十八条 挥発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次

のように改正する。

第二百四十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下

に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定(却下の裁決又は決定を除く)」は、そ

の処分に係る者」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定

により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第一項

に規定する審理員が」を加え、「同条第一項を削り、「同条第三項中「第一項」を「前項」に、「そ

の処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第一項から第五項までの規定を準用する。

(石油需給適正化法の一部改正)

第二百五十条 化粧物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のようによつて改正する。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第二百五十二条 化粧物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のようによつて改正する。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正)

第二百五十三条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十

五条第一項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用につ

いては、登録機関の上級行政庁とみなす。

第二百五十四条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定(却下の決定を除く)」は、そ

の処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、「同条第二項を削り、「同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二百五十五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二百五十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定(却下の決定を除く)」は、そ

の処分に係る者」を「裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第三十号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上」の下に「同法第十一條第一項に規定する審理員が」を加え、「同条第二項を削り、「同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の

意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。